

第5回 奈良時代の政治・経済

1. 平城京

持統・文武・元明3代の天皇の都、藤原京は、元明天皇710年、平城京に遷都された（なお、2010年は、平城京遷都1300年に当たり、奈良時代や、平城京関係の問題が出題されることが予想される。入試問題作成の際、どのようなテーマの問題を作成するかは、出題者にとって悩みのタネであり、〇〇が起きて丁度何年というような、わかりやすい年数の時にそういう問題が出題されることが多い）。

平城京に遷都した理由は、①地理的理由。律令制の整備にともない、場所が狭くなってきたこと。②政治的理由。飛鳥は古くからの豪族の勢力が強く、彼らの力を抑え国家の力を示す必要があった。平城京は東西4.3km、南北4.8kmで、唐の長安を模倣した。平城京は、藤原京を下ツ道に沿って北に移動し、約3倍半の広さに設計された。京城の拡大は、大宝律令施行にともなう国家機構の整備、拡充に対応したもので、その立地は木津川水系の交通・運輸の便や地形によった。また、左京を伸ばした外京があるのが特徴である。左京には東市が、右京には西市が設けられた。都以外の市は大和に海石榴市・軽市があり、いずれも市司が監督していた。東西の市は、正午から日没までが開催時間であった。平城京は、五条大路から北が貴族・役人の邸宅が立ち、南は庶民の家が建っていた。

◆平城京は藤原京と同様、中国の都城を模倣しながらも中国とは異なり城壁がない。その理由は、日本の軍団は、国司の支配下に置かれ都を守るという機能が弱かった。つまり、日本の軍団は、内乱から都を守るためではなく、対外戦争の際に動員することができる兵力を確保するためのものであったからである。

2. 国土開発

律令制の整備・充実によって、この時代には産業が発達した。元明朝に武蔵から銅が献上された。このため、708年、年号を和銅とし、太政官内に鑄銭司を設置し、和同開珎がつくられた。この和同開珎は、銀・銅2種類のもので発行され、これ以後958年の乾元大宝まで12種類の貨幣が発行された。

◆年号と貨幣の漢字に注意！年号は和銅。貨幣は、和同開珎。

貨幣発行の理由は、①政府は、中国に倣い銭貨発行をすべきだと考えたこと。②商業の便からしても、国家財政上の必要性からしても、貨幣発行をすべきだと考えてのことである。しかし、②の理由、物価安定などの理由から銭貨発行を行ったものの、流通範囲は畿内に限られていたため、政府が考えていたとおり貨幣の流通は進まなかった。政府はこのため、711年、蓄銭叙位令を出し、流通促進を図ったが、結局は失敗している。ちなみに貨幣が全国的に流通するようになったのは鎌倉時代になってからのことである。また、和同

開珎が銀と銅の2種類発行されたのは、この貨幣発行以前から銀がすでに銭として流通していたからである。

政府は、鉄製農具を使用して耕地の開墾を行い、各地の鉱山を開発させた。その結果、**周防の銅**、**陸奥の金**などがとれるようになった。また養蚕も盛んになり、国衙の工房などでは特産品が作られるようになった。

国域も広がっていった。駅制が整備されていくことはもちろん、水運も大量な物資輸送の必要から次第に整いはじめた。こうした道路・運輸の整備と並行して辺境の開発も進んでいった。阿倍比羅夫の蝦夷征討後、712年には**出羽城**が設置され、724年には**多賀城**が設置された。蝦夷はその後も反乱を続けていたようで、大野東人が鎮圧した。一方、南方では、628年、**種子島**が、713年には**大隈国**が設けられた。しかし、隼人の反乱も激しく、大伴旅人が鎮圧した。

3. 奈良時代の政治

8世紀の政治は、政局が大きく転換する時代であった。出来上がったばかりの律令体制は、その中心部分で危機に瀕していたといえよう。そもそも律令体制、なかでも官位相当制と蔭位の制が加わった官人制は、高位高官の貴族を保護する仕組みであったから、新興の貴族が台頭し、従来からの特権を守ろうとする皇親勢力や旧貴族層との対立は避けられないのであった。この場合もちろん、新興貴族とは藤原氏を指し、旧貴族層とは、橘氏などを指す。皇親勢力とは長屋王らを指している。しかも、庶民を巻き込む経済的危機（都の造営にかかる費用や負担の増大が大きくなっていく。だから、奈良時代の政争（政治的な対立や争い）を単なる藤原氏と皇親勢力との対立とだけで理解してはならない。

まず、父鎌足の後を継いだ**藤原不比等**が台頭する。彼は**淡海公**ともよばれ、大宝・養老律令の作成者であった。不比等は、後妻の^{あがたのいぬかいのみちよ} **県犬養三千代**を通じて皇室に強い関係を持つこととなる。娘宮子を文武天皇の夫人とし、^{おびと} **首皇子**（後の聖武天皇）の外祖父となった。さらに、三千代間に誕生した光明子は、首皇子の妃となった。

720年、不比等が死去した後、台頭したのは天武天皇の孫（子は高市皇子）である長屋王であった。彼を推挙したのは元明天皇であった。長屋王については、1988年二条大路・平城宮の南にあった邸宅が発掘され、「**長屋親王・大命**」などと記された木簡3万5000点余りが見つかっており、長屋王が「親王」とよばれていたことがわかっている。長屋王を中心とする旧勢力側は、藤原氏の勢力拡大を快く思っていなかった。左大臣として勢力をふるうことができた長屋王は、藤原氏側が首皇子を即位させ、光明子を立后させようと計画していたことを阻止しようと、藤原氏と対立するようになった。藤原氏側は729年、長屋王に謀反の疑いがあるとして自殺に追い込んだ（**長屋王の変**）。

◆皇后は単に天皇の正妻であるばかりではなく、皇太子に準ずる執政権を持ち、天皇亡き後、皇位をめぐる対立が生じた場合、しばしば中継ぎの天皇として即位し、事態の收拾を

はかる慣例があった。

この長屋王の変後、不比等の四子（武智麻呂・房前・宇合・麻呂）が政権を担うが、737年、新羅経由で流行した天然痘で相次いで死亡し、藤原氏の政権は一時中断してしまう。

政権は、光明子の異母兄である葛城王＝橘諸兄たちばなのもろえに移った。諸兄は、吉備真備きびのまきび・玄昉げんぼうを登用した。諸兄の台頭に対し、大和国守（国守だから、国司の中で一番えらい。前回の律令国家の形成の官人制を参考にせよ）から大宰少弐（弐だから、2番目の位。しかも大・少に分かれているから、実際には4番目になる）に左遷された式家宇合の子藤原広嗣が反乱を起こした。諸兄は大野東人を送り、乱を鎮圧させた。しかし、即位して間もない聖武天皇は、この乱に動揺し、平城京を離れ、都を転々と移していった（平城京→恭仁宮→紫香楽宮→恭仁宮→難波宮→紫香楽宮→平城京）。この間玄昉は、聖武天皇に仏教に頼る政策を勧め、これを実行していった。それは、①恭仁宮で出された国分寺・国分尼寺建立の詔である。これは、唐の制度を模倣した政策で、僧寺と尼寺からなり、僧寺には金光明最勝王経を、尼寺には法華経を置くこととした。だから、僧寺のことを金光明四天王寺護国之寺といい、尼寺を法華滅罪之寺という。②あともう一つは、紫香楽宮で出された大仏造立の詔である。大仏は華嚴経の本尊、盧舎那仏であり、大仏の造立によって国家の鎮護を図ろうとしたのである。詔が出された場所からも理解できるように、最初大仏が造立されようとした場所は、甲賀寺であった。その後745年、平城京に戻り東大寺で大仏が造立されることとなった。大仏は、752年、孝謙天皇のもとで、開眼供養が行われ、バラモン僧（菩提僊那やベトナム僧らが参加した。なお、東大寺の造営には行基が尽力した。

この開眼供養の前に、政権は南家の仲麻呂に移っていた。仲麻呂は、光明皇太后との関係が強いという理由から橘諸兄を排除し、政権担当者になったのである。そして皇后宮職を改組した紫微中台しびちゆうだいという役所を新設し、その長官（紫微令）となった。757年、仲麻呂を打倒するため橘奈良麻呂が反乱を起こした。反乱は新興の藤原氏に対し旧貴族の大半・佐伯などを巻き込み起こされたものであった。乱の鎮圧後、捕らえられた奈良麻呂に乱の理由を問い質したところ、「無道＝東大寺造営」が理由であったことがわかった。しかし、仲麻呂にすれば、東大寺造営は奈良麻呂の父諸兄が実施したことであり、彼には責任がないことであり、事実、仲麻呂はそう語っている。この年、仲麻呂は内外の諸兵事を司る紫微内相を新設し、大臣待遇の職に就任した。さらに、孝謙天皇に代わり淳仁天皇を即位させた。仲麻呂は養老律令を施行し、官職を唐風に改め、右大臣に相当する大保に就任すると同時に、自らも惠美押勝と名乗った。その後、760年には太政大臣にあたる大師となった。ちなみに奈良時代、太政大臣になったのは道鏡と仲麻呂だけであった。だが、仲麻呂の権勢もここまでであった。

761年、孝謙天皇は、近江保良宮で病に罹った。この時看病にあたったのが道鏡である。（ここで一言。道鏡と孝謙天皇との関係は愛人関係だったか否か、あるいは、道鏡の容姿について、面白おかしく語って時間を使う教師・予備校講師がいるが、ただ単なる時間つぶし、あるいはウケねらいにしか過ぎず、こういう授業をする教師・講師はバカにして良

い！！——実際、よくいるのです。この手のヤカラが。そもそも、愛人関係であろうとなかろうとどうでもいいわけです。どちらも独身だし、そういうこともあるでしょう。しかし、良く考えればすぐ理解できることだが、道鏡は僧侶です。しかも、中世、鎌倉時代の僧侶ではありません。古代の僧侶は、結婚できないわけです。それだけ、戒律は厳しかったわけです。それでも、男性と女性です。愛し合ったってかまいませんが、道鏡にとれば、戒律を犯している、戒律を犯すことに対する後ろめたさは当然あったはずです。このあたりのことを無視して、くだらない話に脱線するのは如何なものでしょうか。でも、性懲りともなく下ネタするヤカラがいるんですよね。—高校生や予備校生の皆さんは、こういうアホな教師・講師は思い切り無視してあげてください。）

764年、**恵美押勝の乱**が起こされたが、押勝は打倒され、淳仁天皇は淡路島に配流された。このため、淳仁のことを淡路廢帝ともいう。道鏡は、765年太政大臣禪師に、翌766年には法王となった。孝謙も重祚し、称徳天皇となる。道鏡の政治は当然、仏教政治であった。765年には、寺院を除く墾田私有の禁止を実施した。さらに、769年、宇佐八幡宮に神託が降りた。神託の内容は、道鏡が天皇になれば平和になるというものであった。この神託の確認のため、和氣清麻呂が派遣されたが、清麻呂は、神託は偽りだと報告した。このため、清麻呂は、別部穢麻呂わけべのけがれまろと改名され、大隈国に配流された。しかし、770年称徳天皇が死亡すると、藤原氏の巻き返しが始まり、式家宇合の子百川らが天智天皇の孫にあたる光仁天皇を即位させた。道鏡も下野薬師寺に左遷された。

◆仲麻呂政権

雑徭半減、公出挙5割～3割、東国防人の廃止、正丁21歳～60歳を22歳～59歳に問民苦使派遣（民情の調査のため）
官名の唐風化＝太政官→乾政官、太政大臣→大師、左大臣→大傅、右大臣→大保など

4. 公地公民制の動揺

奈良時代、次第に生産力が上昇してきたとはいっても、依然として税負担が重く、農民の生活は苦しいものであった。山上憶良の『貧窮問答歌』に見られるように、農民の生活は厳しいものだった。彼らは、浮浪（他国に移るが、移住先は明らかで、調・庸は納める）や逃亡（行き先不明で当然、調・庸は納めない）、偽籍（戸籍を偽ること、年齢や性別を偽る）、私度僧（勝手に得度し、僧侶になる。当時の僧侶は、国が認めないと自分一人で僧侶になることはできない）などになり、律令体制の支配下から逃れていった。彼らは班田農民（公民）であったから、全国的にこうした行為が広まり、公民の数が減れば、公民からの負担に依拠して成り立っていた政府の財政は底をつき、政府は何らかの対応に迫られることとなった。（今も同じです。納税者である国民の生活を壊す「構造改革」なるものを推し進めた結果、非正規労働者、職を失う人が増え、その結果、今の日本が無茶苦茶な事態にあるのとある種似ていますね）。

5. 土地公有制の矛盾と私有の承認

そもそも公地公民制に基づく班田収授制は、その原則通り実行されていたのだろうか。班田収授法それ自体に大きく言って3つの矛盾があった。それは、①班田収授を実施するには、戸籍の作成や耕地面積の確定、さらにこれらに基づき耕地の班給の実施と、かなり煩瑣な過程を地方の官人の協力を得て実行しなければならない。彼らの協力を得るためには、中央政府の強力な指導が必要となるが、この時代の政府の動向からすれば、政争に明け暮れ、地方官人への強力な指導は不可能だった。また、②班給された口分田は、実際には死者がでない限り返還する必要はなく、政府が与えた「公地」（公の土地）には違いないが、受け取った農民の側からすれば、私有地のように公地を利用しても不思議ではない。これに加え、口分田は家族の人数に応じて班給されるから、人数の多い家族や土地経営に優れた農民の土地は、生産力を高め、そうではない家族との間に貧富の差が生じることとなる。そして、③すでに見たような、公地公民制の下でも、位田・職田など貴族に与えられた田地は私有地である。寺社に与えられた寺田・神田の場合は、私有を認められた田地であるばかりでなく、これに加えて不輸租田（租の納入が不必要の田）でもあった。つまり、貴族や寺社は大地所有者になり得る条件が、律令体制の下ですでにあったということである。こうしたことから、土地公有制とは、土地の管理・支配権が国家にあるということの意味するだけで、土地の私有を否定するものではなかったと考えるべきだろう。

とは言っても、律令制において、土地の私有を国家が法で容認したわけではない。だが、政府は上記4で記したように、班田農民の減少とそれによる財政破綻に対処するため、8世紀前半から次第に土地の私有を容認するよう、その政策の変更を行っていく。まず、長屋王政権の下で、722年**百万町歩開墾計画**が実行された。この百万町歩という面積は、江戸時代初めの耕地面積(163万5000町歩)と比べても、開墾不可能な数字であり、当時の技術水準からしてもとうてい無理なものであった。とすれば、この数は、政府の開墾に対する熱心さを示す数であり、理想の数と考えるべきだろう。では、何故この政策が出されたかが問題になる。当時の実態からすれば、次第に増加しはじめた人口に対処し、それに伴う口分田不足に対応しつつも、浮浪人の増加による荒廃田（耕作が放棄され荒れてしまった田）増加を逆に、墾田（開墾した田）の増加により補うためだろう。この政策はだから、当時施行されつつあった条里制開発の一環として施行されたと考えるべきだろう。だが、この計画は失敗に終わる。

翌**723年（養老7年）**、長屋王政権は、**三世一身の法**を制定する。土地や財政破綻という状況に変化はない。それならこの法は、今述べた状況に対応するため土地の開墾によって収入を増やすと共に、開墾した田（墾田）を期限付きで私有することを承認する代わりに期限が過ぎれば国家の土地（公地）として収公（取り上げて国家の土地にする）ことを表明したものである。その私有にあたっての条件が、新しい墾田の場合は3代（子・孫・曾孫）、旧溝池の再開墾の場合は、本人1代に限るというものであった。この法によって国司・

郡司による条里制地割・水路の施工と並行して、農民の私的な開墾を奨励する目的があったと考えられる。その後丁度 20 年後、**743 年 (天平 15 年)** に**墾田永年私財法**が出された。20 年というと、旧溝池を再開墾した土地が国家に収公される時期であり、旧溝池を再開墾した人々が墾田を耕す意欲を失う時期でもある。(他人＝国家の土地になる田地を誰が耕作するものか!)。そこで、こうした事態に対応するため、政府はこの新しい法を発令したのである。橘諸兄政権は、同年出した大仏造立の詔に対し貴族層の協力を得る必要もあって、墾田の永久私有を条件付きで認める法の発令を決めたのである。

その条件とは、①位階により開墾面積に制限があること。②開墾に当たっては国司の承認を得ること。③3 年以内に開墾しなければ、その土地を他人が開墾しても良いことにする。というものであった。注意すべきは、法の対象とするのは、あくまでも墾田であり、墾田以外の土地については、従来通りの公有地である。だが、この法を利用して、貴族や寺社は浮浪・逃亡民や周辺の班田農民を労働力とし、開墾を進めていった。**765 年**、道鏡政権は、この法を寺院の墾田と農民のわずかな墾田のみしか認めないことにした (**加墾禁止令**)。これは藤原氏を中心とする貴族勢力への抑制策であり、道鏡が左遷されると **772 年**、墾田永年私財法の**開墾面積制限が撤廃**された。(どれだけ開墾しても構わないことになった)。こうした経緯があるが、墾田永年私財法は、従来十分に把握できなかった未開墾地と新開墾地を支配体制に取り込むことができるようになったという意義がある。この法によって、開墾地は輪租田 (税金である租を納めなければならない田) として田図 (田の様子を描いた図) に登録されるのだから、大宝律令には欠けていた未開墾地や新開墾地を規制するシステムを補うことができるようになったのである。

6. 初期荘園

以上のような経過を踏まえて、貴族・寺社などは広大な土地を占有し、浮浪・逃亡・周辺の班田農民・奴婢 (奴隸) などを使って墾田開発を進めていった。開墾にあたり、開墾に従事する管理人や農具などを保管する建物が作られた。これらの建物を総称した荘 (し荘家) とよび、これを中心に開墾が進められたので、建物+墾田を荘園とよぶようになっていった。一方、すでに開墾された土地を買収する場合もあり、これを**既墾地系荘園**とよぶ。前者の開墾した荘園を**墾田地系荘園**とよぶ。いずれにせよ、これらの荘園は輪租田であり、租税は納入しなければならなかった。また、出来上がった荘園内の田地は、農民に**賃租** (貸して) で耕作させた。

7. 遣唐使

618 年に建国された唐に対して日本は、**630 年** **犬上御田** **敏** を第 1 回遣唐使して派遣した。奈良時代、唐は玄宗皇帝の**開元の治**を迎え、最盛期にあった。遣唐使は、**894 年**、菅原道真

が廃止を提案するまで、全部で 18 回計画され、その内 15 回実行された。当初、航路は朝鮮半島を北上する**北路**を取っていたが、白村江の戦い以後、新羅との関係が悪化したため、**南路**（南島路を含む）に変更された。新羅との関係悪化の原因は以下の通りである。具体的には、735 年、来日した新羅使が国号を「王城国」と改めたことを告げると、日本は無断で国号を改めた非を責めて使節を追い返し、新羅との関係が悪化したのである。

渤海は、唐・新羅との対抗で日本に使節を送ってきた。渤海は中国東北部に 698 年建国されたツングース族の国で、使節が来日した。渤海は 926 年滅亡するが、上京龍原府（東京城）と松原・能登の客院との交流が行われた。